

奈良工業高等専門学校専攻科の他大学等における修得単位認定に関する規程

平成20年4月 1日制定

令和 2年3月12日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第39条において準用する第14条及び第27条に規定する大学等における学修による単位の認定（以下「単位認定」という。）について必要な事項を定める。ただし、連携教育プログラムの履修学生については、奈良工業高等専門学校専攻科連携教育プログラム履修規程により定める。

(単位認定の対象とする学修)

第2条 次の各号に掲げる学修の全部又は一部を単位認定の対象とすることができる。

- 一 大学又は短期大学（専攻科を含む。）における学修
- 二 他の高等専門学校専攻科における学修
- 三 外国の大学における学修
- 四 その他専攻科委員会において教育上特に有益と認める学修

(事前届出)

第3条 単位認定を受ける目的をもって前条の各号について学修しようとする学生は、事前に指導教員を経て、他高専・他大学等授業科目履修願（別記様式第1号）により専攻科長に届出するものとする。

(申請手続)

第4条 単位認定を受けようとする学生（以下「申請者」という。）は、原則として学期終了時に、大学等において取得した単位に係る単位認定申請書（別記様式第2号）に成績証明書その他必要書類を添えて専攻科長に提出するものとする。

(単位認定)

第5条 前条の申請があったときは、専攻科委員会で審議するものとする。

- 2 専攻科委員会は、審議に当たって、必要に応じ、申請者に対し試問を行い又は必要な資料の提出を求めることができる。

(申請者への通知)

第6条 専攻科長は、単位認定の結果を、大学等において取得した単位に係る単位認定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(評語及び修了要件に係る取扱い)

第7条 単位認定された授業科目の評語は「認定」とする。

- 2 単位認定された授業科目は、専攻科修了要件として認定される選択科目となり、認定できる単位数は、第2条の一号から四号までを合わせて、30単位を限度とする。

3 成績原簿への登記並びに部外への諸証明は、認定単位数合計を表記する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、単位認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行し、平成20年3月31日に在学する者から適用する。

2 他の教育施設で修得した授業科目の単位の認定に関する内規（平成5年12月16日）は廃止する。

附 則

この規程は、平成27年12月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式第1号

令和 年度 期 他高専・大学等授業科目履修願

令和 年 月 日

奈良工業高等専門学校専攻科長 殿

所属学科・専攻 _____

学 籍 番 号 _____

氏 名 _____

下記のとおり他高専・大学等の授業科目を履修したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

授業区分	授業科目名	単位数	担当教官	曜・限	開設大学・高専学科 学年
					大学 学部
					学科 年
					大学 学部
					学科 年
					大学 学部
					学科 年

専攻代表	指導教員
------	------

別記様式第2号

大学等において取得した単位に係る単位認定申請書

令和 年 月 日

奈良工業高等専門学校専攻科長 殿

所属専攻 _____

学籍番号 _____

氏 名 _____

下記のとおり他大学等において単位を取得しましたので報告します。

記

授業区分	授業科目名	単位	大学等名称	認定時期	評価	備考

別記様式第3号

大学等において取得した単位に係る単位認定通知書

所属学科・専攻_____

学 籍 番 号_____

氏 名_____

授業区分	授業科目名	単位	認定時期	備 考

学則第13条及び第14条の規定に基づき、上記のとおり本校において取得したものとみなし単位を認定する。

令和 年 月 日

奈良工業高等専門学校長

印